

岩沼市こども誰でも通園制度の利用に係る認定申請の手引き



こども誰でも通園制度を利用する際には、事前に認定申請（利用申請）が必要です。
申請方法の詳細は次の通りです。ご不明点等ありましたら、子ども福祉課までご相談ください。

1. 申請方法について

つうえんポータル（こども誰でも通園制度総合支援システム）からのオンライン申請、または市役所3階の子ども福祉課窓口での申請が可能です。申請から決定までは一週間程かかります。利用希望の場合にはお早めにご申請ください。

2. ご家庭とお子さんの状況と添付書類について

以下に該当する場合、添付書類が必要です。

① 生活保護世帯

※本制度上「負担軽減加算（ア）」に区分され、利用料の減免制度がある施設では、減免が適用されることがあります。

※利用料の金額や減免の有無は施設の規定により異なるため、事前に利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

生活保護受給証明書を添付してください。

② 市町村民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯（市町村民税非課税世帯を含む）

※本制度上「負担軽減加算（イ）」または「負担軽減加算（ウ）」に区分され、利用料の減免制度がある施設では、減免が適用されることがあります。

※利用料の金額や減免の有無は施設の規定により異なるため、事前に利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

課税証明書（税額控除の内訳が分かるもの）や**非課税証明書等**を添付してください。

※次に該当する場合は添付不要です。

- (1) 4月～8月に利用予定で、前年1月1日時点の住所が市内の方
- (2) 9月～翌年3月に利用予定で、本年1月1日時点の住所が市内の方

【市町村民税所得割合算額 77,101 円未満】の算定方法について】

◎ 算定の根拠となる税

- ・ 4月～8月：前年度の市町村民税額（前々年1月～12月所得分）
- ・ 9月～翌年3月：当年度の市町村民税額（前年1月～12月所得分）

※市町村民税所得割課税額計算にあたっては、調整控除及び定額減税以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）は適用されません。

◎ 算定対象となる方

次の保護者等の市町村民税額を基に算定しています。

- ・ 父、母、事実婚の父母（保護者）
- ・ 同居している祖父母等⇒保護者の市町村民税が非課税の場合のみ、算定対象となります。

※「同居」とは…実態として居住していることです。住民票が無い場合や世帯分離の場合も同居とみなします。ただし、生活費が別々であることを証明する書類があれば算定対象とはいたしません。書類を持参のうえ、ご相談ください。

※「祖父母等」とは…児童の直系尊属のことです。（例：祖父母、曾祖父母や高祖父母等）

③ 障害のあるお子さん

※本制度上「障害児」に区分されます。

※受入条件や支援体制などは、施設によって対応の範囲が異なるため、事前に利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

下記のいずれかの書類を添付してください。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 障害児通所給付費等の受給者証（通所受給者証）
- (3) 療育手帳
- (4) 精神障害者保健福祉手帳
- (5) 特別児童扶養手当受給証明書
- (6) 医師や心理士、または児童相談所等の関係機関が、上記と同等程度の障害を有するものと認めたことが分かる診断書または意見書等

※(1)～(5)は申請日において受給資格が有効のもの、(6)は申請日から6か月以内に発行されたものを添付してください。

④ 医療的ケアが必要なお子さん

※本制度上「医療的ケア児」に区分されます。

※受入条件や支援体制などは、施設によって対応の範囲が異なるため、事前に利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

下記のいずれかの医療的ケアが必要である旨が明記された、医師からの意見書等を添付してください。

※意見書等は、申請日から6か月以内に発行されたものを添付してください。

- (1) 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
- (2) 気管切開の管理
- (3) 鼻咽頭エアウェイの管理
- (4) 酸素療法
- (5) 吸引（口鼻腔・気管内吸引）
- (6) ネブライザーの管理
- (7) 経管栄養
 - I. 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻
 - II. 持続経管注入ポンプ使用
- (8) 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
- (9) 皮下注射
 - I. 皮下注射（インスリン、麻薬など）
 - II. 持続皮下注射ポンプ使用
- (10) 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）
- (11) 継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）
- (12) 導尿
 - I. 利用時間中の間欠的導尿
 - II. 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）
- (13) 排便管理
 - I. 消化管ストーマ
 - II. 摘便、洗腸
 - III. 浣腸
- (14) 痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置

問い合わせ先
岩沼市子ども福祉課 保育支援係
TEL：0223-23-0826